

令和2年3月25日策定

令和2年4月 1日掲示

「仕事と子育て両立支援」行動計画

社会福祉法人長崎慈光園の職員が性別や年齢及び職種に関係なく、仕事と子育てを両立しながら働きやすい環境を整備することによって、個々の職員の能力を十分に発揮でき、また、仕事と生活の調和された「ワークバランス」を目指し、更には優秀な人材を確保に繋がるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5 年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、出産手当金や育児休業給付、産前産後休業や育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度を理解し、育児・介護休業等に関する規則を変更する。
- 令和2年4月～ 職員会議等で制度に関する周知と情報提供をする。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年4月～ 相談窓口設置の周知を行う。
(気軽に相談できるような雰囲気づくりに努める。)
- 令和2年4月～ 休業の取得を考えている職員には、担当者が積極的に相談にのる。